

1 生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的と制度概要

- ・ 日本国憲法第25条に規定
- ・ 国が生活に困窮するすべての国民に対し、
 - その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、**最低限度の生活を保障する**
 - 自立を助長する**

① 生活保護の4つの原理

- **国家責任の原理** …… 国が国民の最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、その自立を助長する(生活保護法第1条)
- **無差別平等の原理** …… 国民は保護の要件を満たす限り、無差別平等に保護を受けることができる(法第2条)
- **最低生活の原理** …… 国は健康で文化的な最低限度の生活水準を保障しなければならない(法第3条)
- **補足性の原理** …… 保護は利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用してなお最低生活の維持が不可能な場合に行われる(法第4条)

② 国と地方の役割

(ア) 国の役割

- ・ 生活保護基準(受給要件、基準額等)の設定
- ・ 制度運営のための企画、調査、事務監査
- ・ 都道府県知事、市町村長の監督
- ・ 扶助費のうち、4分の3の負担

(イ) 地方の役割

- ・ 保護施設(救護施設、更生施設、授産施設等)の設置の認可
- ・ 医療機関、介護機関等の指定
- ・ 福祉事務所における決定、実施(ケースワーク)等
- ・ 扶助費のうち、4分の1の負担

③ 補足性の原理の具体的な内容

資産、援助、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提

- ・ 不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・ 年金、手当等社会保障給付
- ・ 扶養義務者からの扶養援助
- ・ 本人の能力の活用(就労収入)

これらを全て活用しても、なお最低限度の生活が維持できない場合に、保護受給となる。

⇒保護の開始時に、福祉事務所にて調査(法第29条)

(2) 保護費の額



【本市における最低生活費の例】

- ・ 単身世帯 50歳
生活扶助 + 住宅扶助 = 135,310円
- ・ 母子世帯 30歳・4歳
生活扶助 + 住宅扶助 = 232,420円

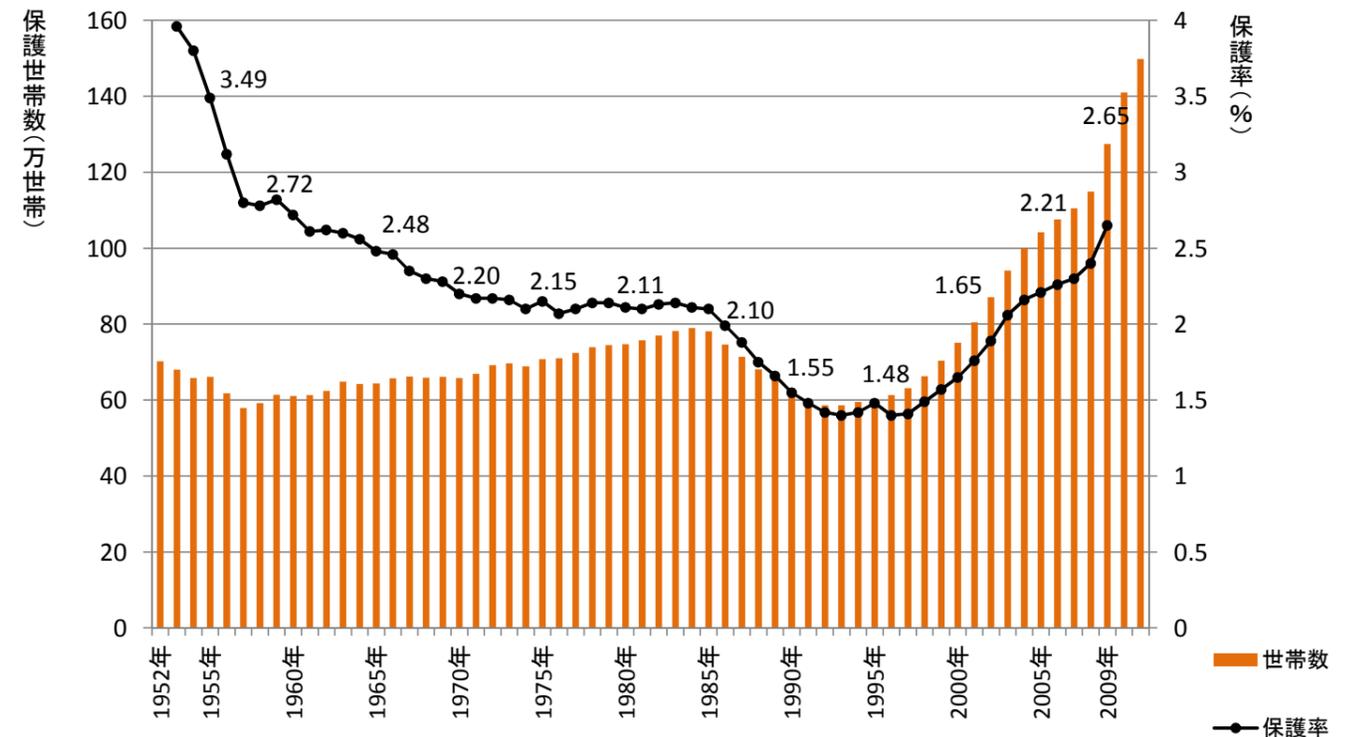
【参考】保護の種類(法第11条)

- ① 生活扶助 …… 衣食等日常生活の需要に対応
 - ② 教育扶助 …… 義務教育に必要な学用品や給食代等に対応
 - ③ 住宅扶助 …… 住居費に対応
 - ④ 医療扶助 …… 診察、薬剤、医学的処置等に対応(原則現物給付)
 - ⑤ 介護扶助 …… 介護保険法による居宅介護や施設介護等に対応(原則現物給付)
 - ⑥ 出産扶助 …… 分娩費に対応
 - ⑦ 生業扶助 …… 自立助長に必要な技能習得費等に対応
 - ⑧ 葬祭扶助 …… 死体検案や埋葬費に対応
- 以上①～⑧の扶助について必要に応じ、支給される。

2 最近の生活保護の動向等

(1) 全国の生活保護世帯数と保護率の推移

生活保護世帯数と保護率の推移(全国)



時期	世帯数	保護率	時代の特徴
1952～1957年	減少	大きく減少	戦後復興期
1958～1984年	増加	緩やかに減少	高度経済成長における福祉国家の形成
1985～1993年	減少	減少	「福祉の見直し」の影響
1994～2008年	増加	増加	本格的な高齢化社会の到来
2009～現在	急増	急増	リーマンショックによる急速な景気の悪化

生活保護制度の概要と動向

(2) 全国の世帯類型別世帯数の状況

	平成14年度		平成24年11月		増加率
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
全国受給世帯数	869,637	100%	1,560,752	100%	+79%
うち高齢者世帯	402,835	46%	680,236	44%	+69%
うち母子世帯	75,097	9%	115,424	7%	+54%
うち傷病・障害者世帯	319,302	37%	477,124	31%	+49%
うちその他世帯	72,403	8%	287,968	18%	+298%
(参考)川崎市受給世帯数	14,203	100%	23,675	100%	+67%
うち高齢者世帯	5,680	40%	10,162	43%	+79%
うち母子世帯	1,372	10%	2,055	9%	+50%
うち傷病・障害者世帯	5,228	37%	6,456	27%	+23%
うちその他世帯	1,923	13%	5,002	21%	+160%

- ①高齢者世帯 … 65歳以上の者のみで構成される世帯、又はこれに加えて、18歳未満の世帯員が加わっている世帯
- ②母子世帯 … 現に配偶者のいない65歳未満の女子と、その18歳未満の子(養子を含む)のみで構成される世帯
- ③障害者世帯 … 世帯主が心身の障害のため働けない世帯、又は世帯主に障害者加算が認定されている世帯
- ④傷病者世帯 … 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む)しているか、在宅患者加算を認定されている世帯、もしくは世帯主が傷病のため働けない世帯
- ⑤その他世帯 … ①～④のどれにも当てはまらない世帯

(3) 政令市の状況

① 保護率の状況

順位	都市名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保護率 (%)	H24.3	5.72	3.71	3.19	3.15	3.01	2.83	2.45	2.32	2.23	2.08
	H14.3	3.13	2.35	2.27	2.28	-	1.69	1.27	1.19	1.55	0.96
増減(ポイント)		+2.59	+1.36	+0.92	+0.87	-	+1.14	+1.18	+1.13	+0.68	+1.12
順位	都市名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
保護率 (%)	H24.3	1.85	1.83	1.82	1.70	1.58	1.54	1.36	1.15	0.92	
	H14.3	1.11	-	0.86	-	0.82	-	-	-	-	
増減(ポイント)		+0.74	-	+0.96	-	+0.76	-	-	-	-	

※ 熊本市は、平成24年4月政令市移行のため、未調査。

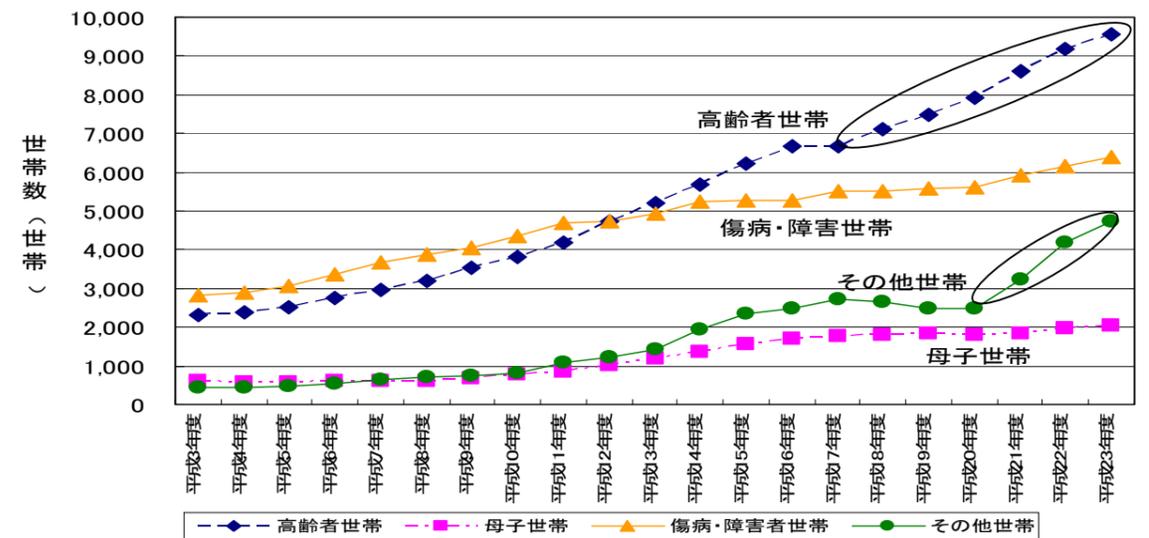
② 生活保護世帯数と保護費の状況

(単位:世帯、百万円)

順位	都市名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保護世帯数(H24.9)	大阪市	118,713	50,646	50,430	36,907	34,306	32,672	31,169	23,494	19,304	18,274
保護費(H24予算)	一般会計に占める割合	17.8%	8.8%	15.1%	8.4%	11.6%	10.7%	10.2%	10.0%	7.9%	8.7%
	5年間増加率	+28.8%	+31.9%	+32.6%	+54.4%	+16.3%	+17.8%	+48.8%	+30.6%	+42.5%	+57.3%
	順位	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
都市名	堺市	さいたま市	千葉市	仙台市	熊本市	岡山市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	
保護世帯数(H24.9)	17,812	14,104	13,775	11,791	11,511	9,316	8,580	8,076	6,307	5,446	
保護費(H24予算)	一般会計に占める割合	12.8%	7.3%	8.1%	5.0%	9.3%	8.9%	8.4%	4.9%	4.9%	4.6%
	5年間増加率	+25.6%	+67.2%	+44.3%	+43.8%	+31.5%	+33.7%	+78.0%	+27.0%	+40.0%	+79.8%

(4) 川崎市の状況

被保護世帯の世帯類型別世帯数の年次推移(川崎市)



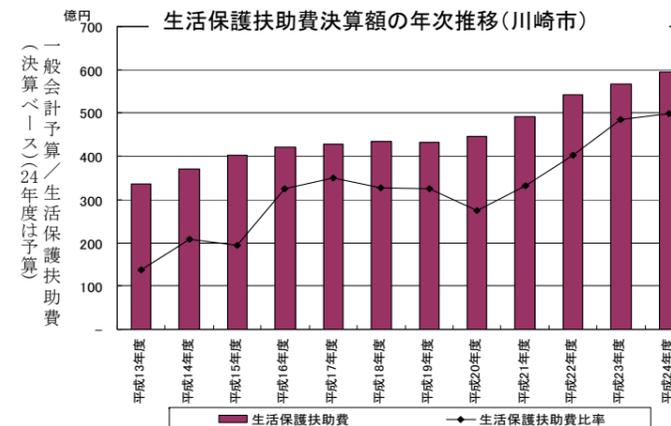
資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

○ 生活保護受給世帯数

⇒平成20年のリーマンショック以降、急激に増加
 ※平成20年度 17,858世帯
 ※平成23年度 23,149世帯(+30%)

○ 世帯類型別

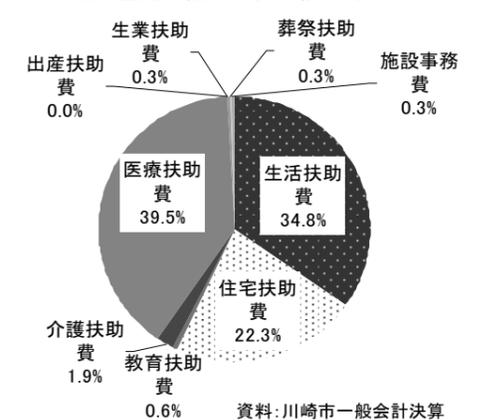
・急増 「高齢者世帯」「その他世帯」
 ※平成20年度 2,492世帯
 ※平成23年度 4,718世帯(+89%)
 ・微増 「傷病・障害者世帯」「母子世帯」



資料:川崎市一般会計決算 ※平成24年度は当初予算

平成24年度当初予算では595億円(一般会計の約10%)

平成23年度の生活保護扶助費の構成比(川崎市)



資料:川崎市一般会計決算

医療扶助費が全体の約40%